

豊橋市監査公表第19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年3月31日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

定例監査の結果について

第1 監査の対象

(1) 総務部

〔 行政課、人事課、情報企画課、行政デジタル推進室 〕

(2) 会計課

(3) 消防本部・消防署

〔 総務課、消防救急課、予防課、通信指令課、中消防署、南消防署 〕

(4) 議会事務局

〔 庶務課、議事課 〕

第2 監査の期間

令和4年1月4日～令和4年2月25日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、各課（工事担当課を含む。）に共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼をおいて監査

を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

総務部

《人事課》

意見

1 一者随意契約について

新任6級職研修委託業務及び新任主査職研修委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、最適である等の抽象的な要素では、理由の妥当性を客観的に判断することができないため、価格以外の要素を契約の相手方決定の判断材料としたい場合は、プロポーザル方式での調達を検討するなど、適切な事務処理に努められたい。

2 委託業務について

豊橋市職員ストレスチェック業務において、入札結果を見ると予定価格に対し落札率は28%となっているので、仕様に対する金額の精査を行うとともに、予算を見積る際には複数の業者から見積徴取するなど、適切な事務処理に努められたい。

会計課

《会計課》

指摘事項

1 契約変更協議書について

コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約の契約内容の変更協議に係る事務手続において、変更協議書に市長印が押印されていなかったため、令和2年12月25日付け契約検査課長通知「契約関係書類における押印廃止に係る留意点について」に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

1 契約の期間について

コンビニエンスストア収納に係る基本契約に基づいて締結されたコンビニエンスストア等収納代行業務委託契約において、契約期間が当該基本契約の契約期間より長期に設定されているので、期間を統一するよう適切な事務処理に努められたい。

消防本部・消防署

《総務課》

意見

1 消防団交付金について

令和2年度消防団交付金において、全体事業費の半分以上を補助金等交付申請書の収支予算書に計上していなかったものに充てているが、豊橋市補助金等交付規則第8条第1項に規定する事業計画の変更等申請の手続をしていなかったため、補助事業者は事業計画の変更手続について周知するとともに、変更内容を確認することで適切な事務処理に努められたい。

また、当該交付金において、補助事業等実績報告書等の報告期日及び補助対象経費等を要綱または決裁等で定めていなかったため、交付金の透明性を確保するためにも、適切な事務処理に努められたい。

《予防課》

意見

1 補助金交付事務について

街頭消火器設置費等補助金交付要綱において、薬剤詰替えにあつては消火器を使用した翌日から2か月以内に申請しなければならないと規定されているが、申請書様式には消火器使用日の記載欄がない。補助金交付が適切に行われているのか確認するために記載欄を設けるなど、適切な事務処理に努められたい。

議会事務局

《庶務課》

指摘事項

1 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある豊橋・湖西・田原市議会議長協議会に係る文書の取扱いにおいて、本市の文書記号及び番号を使用していたため、市と協議会の業務を区別し、適正な事務処理をされたい。